

## 第14号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月18日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係・2 民生関係				1 総務関係・2 民生関係			
(略)				(略)			
3 建設関係				3 建設関係			
(1) 租税特別措置法関係 ～ (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係				(1) 租税特別措置法関係 ～ (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係			
(略)				(略)			
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係				(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	<u>イ 法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」と</u>	1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	

改正後			改正前			
	<p>料</p> <p>律第 53 号。以下 (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。) 第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画 (以下同表において「確保計画」という。) に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 (以下同表において「適合性判定」という。) の申請に対する審査</p>	<p>いう。) に記載された法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第 2 条第 2 号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法 (以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「算出方法」という。)</p> <p>と同一の算出方法による場合 (次項及び 3 の項において「他の計画記載建築物の場合」という。)</p> <p>床面積の合計が</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 103,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 151,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000 m<sup>2</sup>以内のもの 198,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000 m<sup>2</sup>以内のもの 239,000 円</p> <p>50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの 352,000 円</p> <p>ロ イ以外の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)以外の場合 (略)</p>		<p>料</p> <p>律第 53 号。以下 (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。) 第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画 (以下同表において「確保計画」という。) に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 (以下同表において「適合性判定」という。) の申請に対する審査</p>		<p>イ (略)</p> <p>ロ イ以外の場合 (略)</p>
2	<p>法第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定に基づ</p> <p>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に</p>	<p>イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分 (法第 11</p>	2	<p>法第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定に基づ</p> <p>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に</p>		

改正後			改正前			
	<p>く変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>係る適合性判定申請手数料</p>	<p>条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。)の変更しようとする部分(以下この項において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。)の合計が  300㎡以内のもの 12,000円  300㎡を超え2,000㎡未満のもの 35,000円  2,000㎡以上のもの 変更部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額  ロ イ以外の場合</p>	<p>く変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>係る適合性判定申請手数料</p>	<p>確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。)の変更しようとする部分(以下この項において「変更部分」という。)の床面積(エネルギー消費性能を算出する方法(以下同表において「算出方</p>



改正後			改正前			
	当している旨の証明の申請に対する審査		計が 300㎡以内のもの 238,000円(モデル建物基準による場合にあつては, 93,000円) 300㎡を超え2,000㎡未満のもの 388,000円(モデル建物基準による場合にあつては, 158,000円) 2,000㎡以上のもの 変更部分の床面積に応じ, 1の項に掲げる金額に相当する額		当している旨の証明の申請に対する審査	において「変更部分」という。)の床面積の合計が 300㎡以内のもの 238,000円(モデル建物基準による場合にあつては, 93,000円) 300㎡を超え2,000㎡未満のもの 388,000円(モデル建物基準による場合にあつては, 158,000円) 2,000㎡以上のもの 変更部分の床面積に応じ, 1の項に掲げる金額に相当する額
4	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は, 1件につき, 次に定めるとおりとする。 (1) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。)のみを有する建築物(以下同表において「住宅建築物」という。)に係る性能向上計画である場合	4	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 イ 市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は, 1件につき, 次に定めるとおりとする。 (1) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。)のみを有する建築物(以下同表において「住宅建築物」という。)に係る性能向上計画

改正後				改正前			
			a (略) b (略) (2) (略) ロ (略)				である場合 a (略) b (略) (2) (略) ロ (略)
5・6	(略)			5・6	(略)		
7	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。）に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ (略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合 a 一戸建ての住宅の場合 (a) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下この部において「モデル住宅基準」という。）</u> 又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「仕様基準」という。）による場合 床面積の合計が200㎡以内のもの20,000円 200㎡を超えるもの	7	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。）に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ (略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合 a 一戸建ての住宅の場合 (a) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「仕様基準」という。）</u> による場合  床面積の合計が200㎡以内のもの20,000円 200㎡を超えるもの

改正後			改正前		
		<p>22,000 円            (b) (略)            b 一戸建ての住宅以外            の住宅の場合            (a) 全ての住戸が省            令第 1 条第 1 項第 2            号イ(2)(ii)及び同            号ロ(2)に規定する            基準(以下この部に            おいて「モデル共同            住宅基準」という。)            又は仕様基準による            場合            床面積の合計が 300            m<sup>2</sup>以内のもの            37,000 円            300 m<sup>2</sup>を超え 2,000            m<sup>2</sup>以内のもの            66,000 円            2,000 m<sup>2</sup>を超え            5,000 m<sup>2</sup>以内のもの            126,000 円            5,000 m<sup>2</sup>を超え            10,000 m<sup>2</sup>以内のもの            181,000 円            10,000 m<sup>2</sup>を超え            25,000 m<sup>2</sup>以内のもの            328,000 円            25,000 m<sup>2</sup>を超え            50,000 m<sup>2</sup>以内のもの            533,000 円            50,000 m<sup>2</sup>を超えるも</p>			<p>22,000 円            (b) (略)            b 一戸建ての住宅以外            の住宅の場合            (a) 全ての住戸が仕            様基準による場合              床面積の合計が 300            m<sup>2</sup>以内のもの            37,000 円            300 m<sup>2</sup>を超え 2,000            m<sup>2</sup>以内のもの            66,000 円            2,000 m<sup>2</sup>を超え            5,000 m<sup>2</sup>以内のもの            126,000 円            5,000 m<sup>2</sup>を超え            10,000 m<sup>2</sup>以内のもの            181,000 円            10,000 m<sup>2</sup>を超え            25,000 m<sup>2</sup>以内のもの            328,000 円            25,000 m<sup>2</sup>を超え            50,000 m<sup>2</sup>以内のもの            533,000 円            50,000 m<sup>2</sup>を超えるも</p>



改正後			改正前		
		<p>の 940,000 円 (b) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合</p> <p>a 住宅部分</p> <p>(a) 全ての住戸がモデル住宅基準、モデル共同住宅基準又は仕様基準による場合</p> <p>床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 以内のもの 37,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup> を超え 2,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 66,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup> を超え 5,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 126,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup> を超え 10,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 181,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup> を超え 25,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 328,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup> を超え 50,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 533,000 円</p> <p>50,000 m<sup>2</sup> を超えるもの 940,000 円</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p>			<p>の 940,000 円 (b) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合</p> <p>a 住宅部分</p> <p>(a) 全ての住戸が仕様基準による場合</p> <p>床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 以内のもの 37,000 円</p> <p>300 m<sup>2</sup> を超え 2,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 66,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup> を超え 5,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 126,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup> を超え 10,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 181,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup> を超え 25,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 328,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup> を超え 50,000 m<sup>2</sup> 以内のもの 533,000 円</p> <p>50,000 m<sup>2</sup> を超えるもの 940,000 円</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p>

改正後	改正前
<p>備考</p> <p><u>1</u> 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに4の項に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>4 消防関係・5 その他共通関係</p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>4 消防関係・5 その他共通関係</p> <p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市手数料条例別表の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市手数料条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 複数建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の認定申請手数料及び変更認定申請手数料（以下「認定申請手数料等」という。）は、一の建築物ごとに現行の単体建築物における性能向上計画の認定申請手数料等に定める額の合計額とする。

（別表3建設関係(9)の表 番号4及び備考1関係）

- (2) 複数建築物における性能向上計画の認定に含まれる他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）における適合性判定申請手数料及び変更後の性能確保計画における適合性判定申請手数料並びに性能確保計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明申請手数料を次のとおり定める。（別表3建設関係(9)の表 番号1～3関係）

（単位：円）

床面積の合計 （イ、ウの場合は変更に係る部分の床面積）	ア 性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 変更後の性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	ウ 軽微な変更該当している旨の証明申請手数料
300 m <sup>2</sup> 以内		12,000	12,000
300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 未満		35,000	35,000
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 以内	103,000	103,000	103,000
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	151,000	151,000	151,000
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以内	198,000	198,000	198,000
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	239,000	239,000	239,000
50,000 m <sup>2</sup> 超	352,000	352,000	352,000

- (3) 簡易な評価方法を用いた住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の規定を次のとおり改める。(下線部分が追加部分)

(別表3建設関係(9)の表 番号7関係)

(単位:円)

	延べ面積	適合証(※1)がある場合	適合証がない場合	
			モデル住宅基準(※2), モデル共同住宅基準(※3) 又は仕様基準(※4)によるもの	左記以外によるもの
一戸建ての住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	6,900	20,000	37,000
	200 m <sup>2</sup> 超	7,400	22,000	42,000
一戸建ての住宅以外の住宅	300 m <sup>2</sup> 以内	12,000	37,000	74,000
	300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内	28,000	66,000	126,000
	2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内	66,000	126,000	222,000
	5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	103,000	181,000	310,000
	10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以内	165,000	328,000	604,000
	25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	234,000	533,000	1,045,000
	50,000 m <sup>2</sup> 超	368,000	940,000	1,923,000

※1 適合証とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により作成された建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の市長が定める書類をいう。

※2 モデル住宅基準とは、一戸建ての住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量について部位別の外皮面積の割合等や空調設備の効率等の仕様を固定値とするモデル住宅を用いた評価方法をいう。

※3 モデル共同住宅基準とは、共同住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量について部位別の外皮面積の割合等や空調設備の効率等の仕様を固定値とするモデル住宅を用いた評価方法をいう。

※4 仕様基準とは、屋根、外壁、窓等について、必要とされる断熱性能、日射遮蔽性能等を定めた基準をいう。

### 3 施行期日等

- (1) 令和2年4月1日
- (2) 改正後の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律について

【制度化の背景及びその概要】

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案

< 予算関連法律案 >

**背景・必要性**

○ 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標\*達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題

\*我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度)：温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)  
\*本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの

⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠

産業	運輸	業務	家庭	
1973	65.5	16.4	18.1	0.0
1990	50.3	23.2	26.5	0.0
2016	46.1	23.4	30.4	0.0

**法案の概要**

**オフィスビル等に係る措置の強化 ※2**  
建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化

○ 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大  
(延べ面積の下限を2000㎡から300㎡に見直すことを想定)

**複数の建築物の連携による取組の促進 ※1**  
複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進

○ 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)\*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加  
(高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(\*予算関連))

\*新築等の計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度  
認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備について容積率を緩和

**マンション等に係る計画届出制度の監督体制の強化 ※1**  
監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底

○ 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化

**戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け ※2**  
設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進

○ 小規模(延べ面積300㎡未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進

**大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開 ※1**  
大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底

○ 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保

<その他>  
○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入 ※2 等

[省エネ性能向上のための措置例]  
日差しを遮る庇、太陽光発電、断熱材、ペアガラス二重サッシ、高効率給湯

**【目標・効果】**

○ 各セグメントの特性を踏まえた総合的な枠組みの構築・省エネ対策の強化を通じて、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図り、持続的な経済成長及び地球温暖化対策に寄与する。

(KPI)

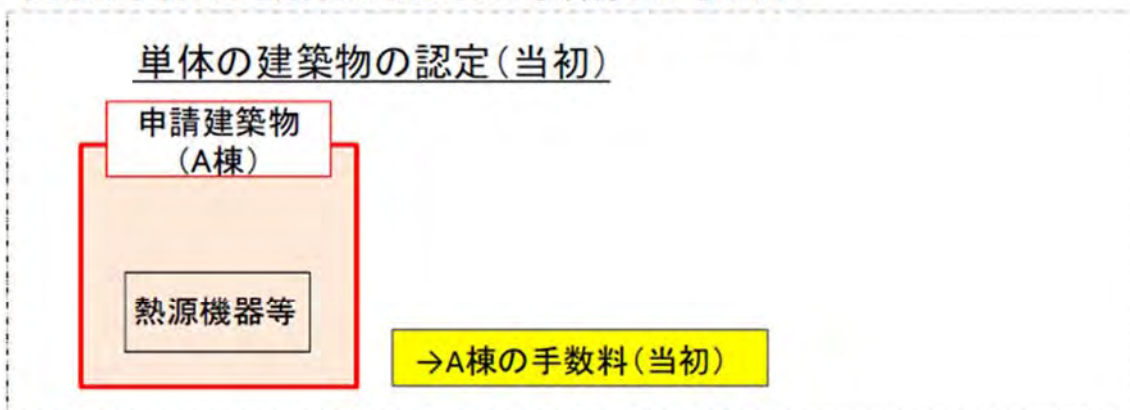
- ・新築住宅の平均エネルギー消費量：対2013年度比、2025年度▲25%・2030年度▲35%
- ・2013年度から2030年度までに新築された住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約647万kL削減(「パリ協定」の目標達成)

※1 令和元年11月16日施行

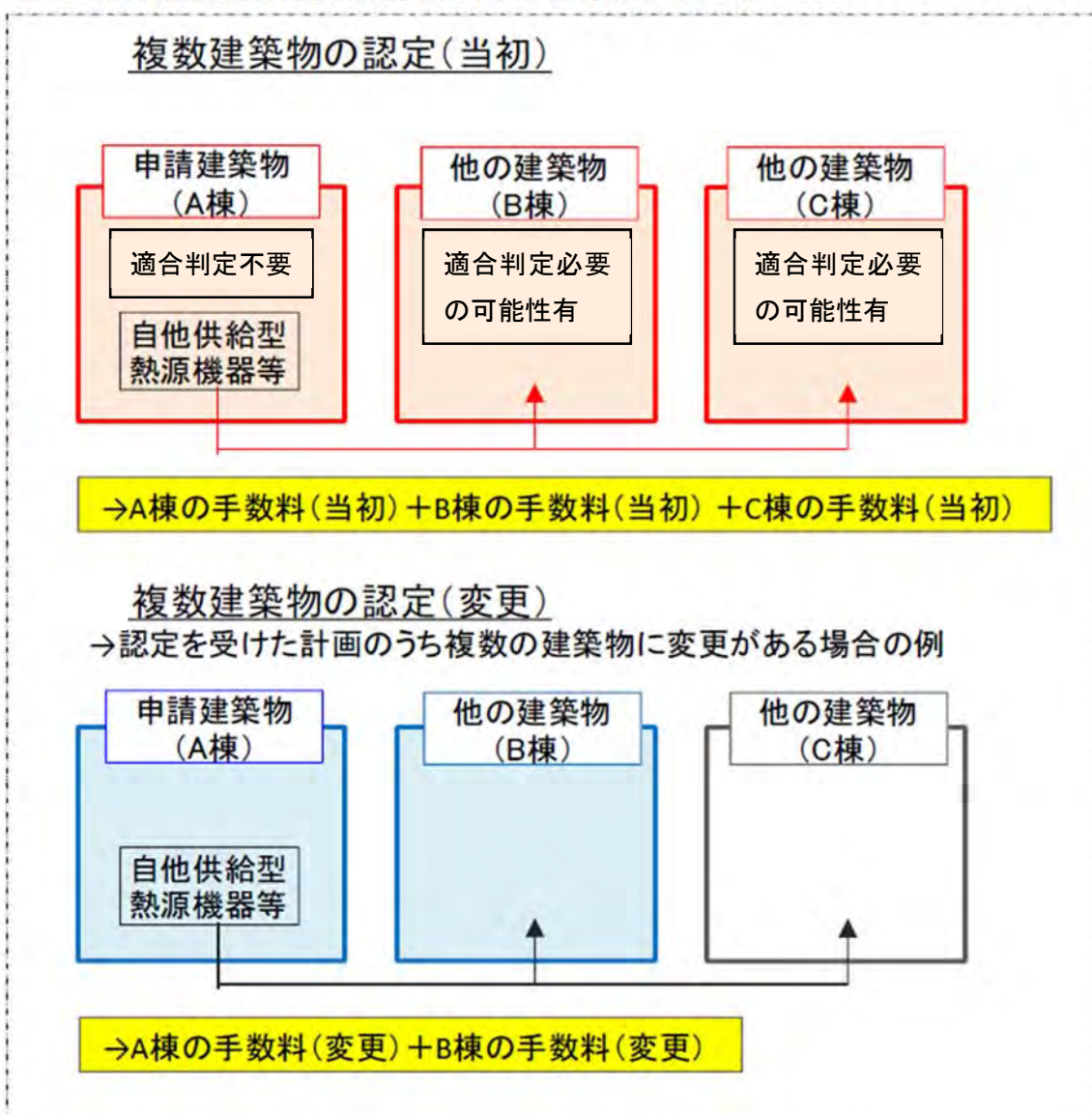
※2 法公布(令和元年5月17日)後2年以内に施行



## 従来(単体の建築物の認定)の手数料の考え方



## 改正後(複数建築物の認定)の手数料の考え方



## 建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)

	現行制度		改正法	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	<b>特定建築物</b> <b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	<b>特定建築物</b> <b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】  <b>所管行政庁の審査手続を合理化</b> ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化 ※1
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		<b>適合義務 ※2</b> 【建築確認手続きに連動】	
小規模 (300㎡未満)	<b>努力義務</b> 【省エネ性能向上】	<b>努力義務</b> 【省エネ性能向上】	<b>努力義務</b> 【省エネ基準適合】  + <b>建築士から建築主への説明義務 ※2</b>	<b>努力義務</b> 【省エネ基準適合】  + <b>建築士から建築主への説明義務 ※2</b>

※1 令和元年11月16日施行

※2 法公布(令和元年5月17日)後2年以内に施行